

## 1 登録業者の状況

### ●登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

年 度	14年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
東京都	6,983	566	556	549	544	570
全国	26,281	1,865	1,770	1,716	1,647	1,638
都道府県知事登録	25,352	1,580	1,485	1,435	1,372	1,367
財務局登録 ※	929	285	285	281	275	271

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

## 2 行政処分状況

### ●行政処分の種類別件数の推移

単位:件

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
登録取消し処分	0	0	0	1	0
違反情状の特に重いもの	0	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの	0	0	0	1	0
所在不明によるもの	0	0	0	0	0
業務停止処分 ※1	9	4	7	3	2
業務改善命令 ※2	10	12	7	4	1
行政処分総件数	19	16	14	8	3

※1 業務停止処分は、帳簿の備付け義務違反、取立て行為の規制違反などに対するもの

※2 業務改善命令は、利息・保証料等に係る制限等の義務違反などに対するもの

## 3 苦情・相談の状況

### ●苦情・相談件数の推移

単位:件

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
苦情・相談件数	3,196	2,628	1,877	1,477	1,172

### ●苦情・相談の主な内容

- ・登録照会に関するもの 464件 (うち、無登録(ヤミ金)と判明したもの407件)
- ・契約内容 27件
- ・取立て行為 23件
- ・金利に関するもの 20件
- ・広告・勧誘(詐欺以外) 14件
- ・保証金詐欺 12件

## 電話による相談事例

### 1 登録業者に関するもの

(事例)

- 留守番電話に子供宛の「借入金の返済が滞っている。期日までに返済がない場合は、自宅へ直接集金に伺う。」という趣旨の録音がされていました。また、督促状も送られてくるのですが、宛名には子供の名前に加えて「親族様」と書かれていました。このため保証人でもなく、貸付契約にも関与していないのに、契約内容を知ってしまいました。私は子供の代わりに返済しなければいけないのでしょうか。  
(男性、年齢・職業不詳)

- 相談者から内容をよくお聞きし、業者への立入検査を実施しました。その結果、取立て行為の規制違反が判明し、当該業者を業務停止処分としました。

### 2 ヤミ金融に関するもの

(事例1)

- 自宅に融資の勧誘ファックスが届きました。金利が年0.5%と低かったので100万円の借入れを申し込みました。業者から事務手数料5万円と保証会社加入料10万円を振り込むように言われ、指定した口座に振り込みました。その後、身元を確認するので融資額の10%の10万円を振り込むように言われ、ATMから指定された口座に振り込もうとしたところ、銀行員に声をかけられ事情を話すと、詐欺かもしれないので東京都に相談したほうが良い、と言われました。  
(男性、70代、自営業)

(事例2)

- 業者からファックスが届き、金利が低かったので融資を受けようと思い連絡したところ、住民票や免許証の写しを求められ、その後、審査に通ったので保証料を振り込んでほしいと言われました。おかしいと思い融資は断りましたが、個人情報返ってきていません。  
(男性、年齢不詳、自営業)

(事例3)

- 取引した覚えのない業者から、口座に3万円が振り込まれました。その後、5万円を返せと電話がかかってきました。どうしたらよいでしょうか。  
(男性、年齢・職業不詳)

- 融資の実行前に保証金や事務手数料等の名目で、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る「押し貸し」や、正規の登録業者名や架空の登録番号等を詐称し、違法な融資を行う「なりすまし」などは、ヤミ金融の手口といえます。都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁に情報提供を行っています。
- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。  
(03-5320-4775)